

医療費の返還について

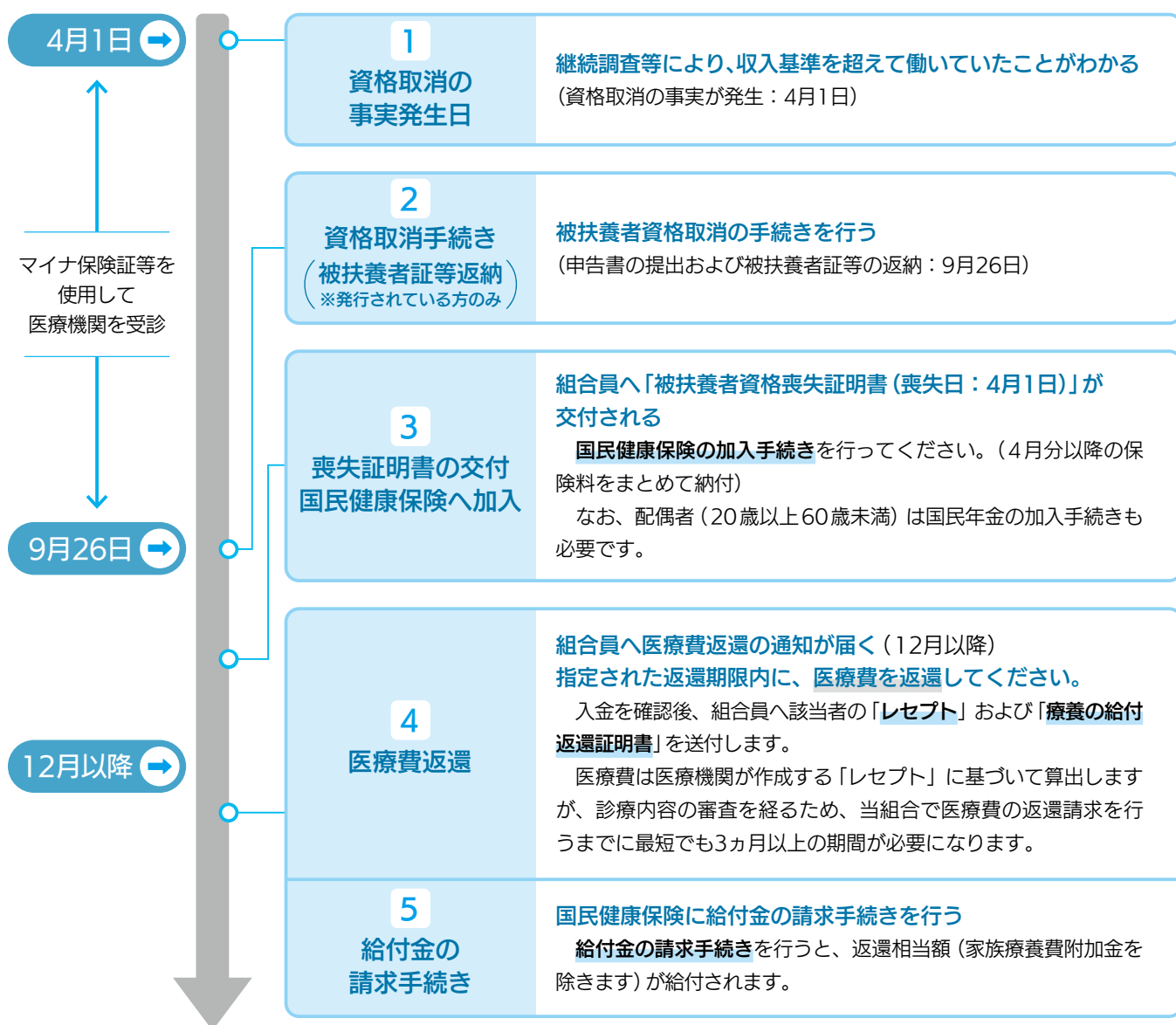
～被扶養者の資格をさかのぼって取消したとき～

医療機関でマイナ保険証等を提示して受診する際の医療費は、受診者が一部（3割または2割）を窓口で支払い、その残りを当組合が負担しています。

被扶養者資格を喪失（資格取消）した際に、事実発生から喪失手続きまでの間に医療機関を受診した場合、当組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



● 医療費返還のイメージ



このように、さかのぼって資格の喪失および他保険への加入手続きをすると、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担が生じます。日頃から被扶養者の収入額を把握しておき、取消の事実が生じたときは速やかに届出をしましょう。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413